

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年8月5日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会			
1. 総会の期日	令和3年8月5日(木)			
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室			
3. 農業委員の定数	13名			
4. 総会に出席した農業委員の数	12名			
会長(議長)	14番	杉山 篤勇		
会長職務代理者	11番	北田 直喜		
委員	1番	稗苗 史絵	2番	小坂 義則
	5番	住田 賀津彦	6番	関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番	金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番	松田 治之
	12番	谷越 彦茂	13番	石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名			
	3番	宮坂 博一		
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名			
	加積地区	西田 八郎	経田地区	経田 高久
7. 議事録署名委員				
	1番	稗苗 史絵	2番	小坂 義則
8. 総会に出席した職員				
	庶務係長	高森 玲子	主任	中尾 能成
	主任	井口 健太郎	主事	横田 悠介

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和3年度8月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員13名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番稗苗委員、2番小坂委員にお願いいたします。

議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

会長職務代理： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 事務局から説明があった通りです。現地を確認してきましたが、特に問題無いかと思います。

会長職務代理： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

会長職務代理： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

会長職務代理： 異議が無いようですので、議案第22号は意見決定いたします。

議長： 議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： 申請地の車庫は、譲渡人が過去にトラクターを格納していたもので、離農に伴い親族である譲受人が受け継いだものと思われま

す。現地を確認してきましたが、特に問題無いかと思います。

2番： 現況は水田復帰不可能な状態かと思います。一般住宅敷地として問題無いかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は意見決定いたします。

議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

魚津市長より令和3年7月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

今月の案件は、1件、1筆、3,340㎡です。

権利の設定は転貸が1件、新規設定で賃借権の設定となっております。

こちらの案件は〇〇さんが生前に契約されていたものを、〇〇さんが引き継ぐものとなっております。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第24号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地パトロール（利用状況調査）について
・令和3年度魚津市内で営農している農地所有適格法人について
・全国農業新聞通信（令和3年8月号）について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時35分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第22号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、富山地方鉄道経田駅から300m以内にある市街地化の進行した区域であることから第3種農地と判断します。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は申請人の父が昭和39年に土地を取得し、昭和55年に住宅を建設しました。今後も一般住宅敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら一部を住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に建築済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（農道・水路）がありますが、管理する国及び市から払下げを受ける予定で協議中で、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界はにコンクリート擁壁が設けられており、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、隣接する水路へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の位置指定道路沿いにあり、かつ概ね500m以内によつば小学校の教育施設と魚津第二保育園の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	自宅に自家用車1台分の車庫を所有していますが、増車や除雪機等の保管場所が必要なことから、自宅の隣接地を借り受けて車庫を建設します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら車庫として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車庫敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、車庫の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活雑排水は発生せず、雨水排水については、隣接の水路へ放流し、隣接地等に被害の及ばぬよう十分配慮されています。隣接農地はなく、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に加積公民館と吉島保育園の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は子どもの誕生に合わせ妻の実家近くに住宅を建設し、現在一人暮らしの父と同居する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、融資証明を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は雨水浸透枳を使う計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		